

1. 改定・策定の背景と目的

- 「道路デザイン指針(案)」(平成17年4月策定、以下「指針(案)」)及び「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」(平成16年3月策定、以下「ガイドライン」)により景観やデザインに配慮した道路整備が一定程度進んできた。
- 一方、インバウンド観光の増加等も踏まえて良好な道路の景観形成への要請もますます高まっており、内容の更新や時代に合わせた見直しが必要となっている。
- このため、「指針(案)」については、部分的な改定を行った。
- 「ガイドライン」については、道路空間に数多く設置される道路附属物等(照明、標識柱、道路占用物件等)が道路景観に与える影響の大きさに鑑み、全面改定というかたちで「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」を策定した。

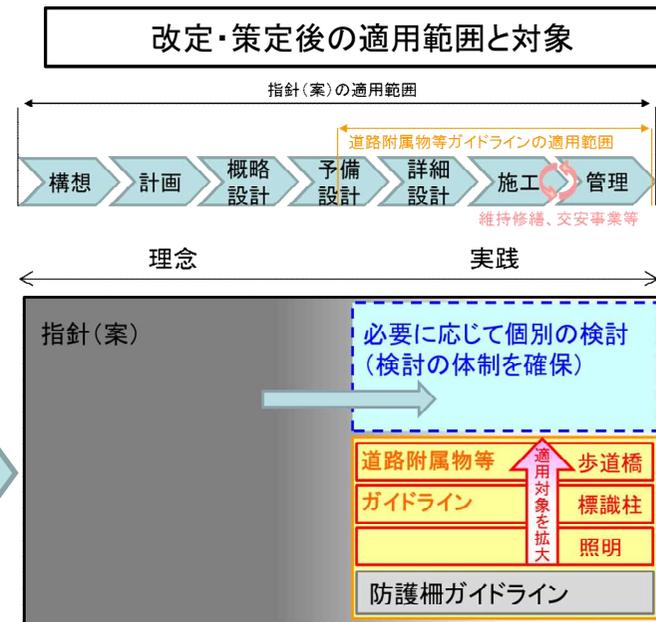


道路附属物の乱立による道路空間の圧迫



色彩が景観的に目立っている歩道橋

2. 適用範囲と対象



【道路デザイン指針(案)】

従来

改定後

基本理念	○全ての事業に共通の考え方(理念)を記載	一部変更 ※約10年の経過を踏まえたリバイス(道路空間の再構築を踏まえた変更等)等
------	----------------------	--

【景観に配慮した道路附属物等ガイドライン】

基本理念		○代替案を含め防護柵の必要性の十分な検討 ○構造的合理性に基づいた形状 ○周辺景観との調和 ○人との親和性への配慮 等	一部変更 ※ガイドラインの適用対象拡大に伴う改定 ○道路附属物等の集約化・撤去の検討 ○地域の景観特性に応じた基本色の設定と形状・色彩の検討 ○沿道の関係主体との連携による道路景観の連続性の確保等を追加
各道路附属物等に関する規定	防護柵	○配置や形状等、景観上の配慮事項を規定 ○鋼製防護柵の塗装色を3色に規定 ○アルミ、ステンレス、コンクリート製防護柵は素材そのものの色彩を活かすと規定	一部変更 ※約10年の経過を踏まえたリバイス ※基本とする色彩選定の考え方の見直し(塗装色を4色に規定)等
	照明	項目新設	○配置や照明柱・灯具形状等、景観上の配慮事項等を規定 ○塗装色を4色に規定 ○夜間景観(光の色等)に関する考え方を規定 等
	標識柱	項目新設	○照明灯との一体化等、景観上の配慮事項等を規定 ○塗装色を4色に規定 等
	歩道橋	項目新設	○跨ぐ道路からの視点等、景観上の配慮事項等を規定 ○塗装色として「10YR系の中明度低彩度」を規定 ○記名表示のフォントの種類、文字の大きさ等を規定 等
	その他の道路附属物等 (遮音壁、落下物防止柵、防雪柵、ベンチ、バス停上屋、視線誘導標、立入防止柵、道路反射鏡、舗装・路面への表示等)	項目新設	○以下の景観上の配慮事項等を規定 ・透過性の高い構造(遮音壁、落下物防止柵) ・接合部の露出抑制(遮音壁、落下物防止柵) ・標準的な色彩を例示(視線誘導標、道路反射鏡、カラー舗装等) ・占有者との調整(占有物件) 等

- 「防護柵ガイドライン」では、10YR系の色彩におけるダークグレー、ダークブラウン、グレーベージュの3色を、景観に配慮する際の基本的な色彩として提示。
- 「道路附属物等ガイドライン」では、YR系を基調としない街並みにも調和しやすい色彩としてオフグレーを加え、景観に配慮する際の道路附属物等の基本色として下表に示す4色を提示。

基本色名称 及び マンセル値	色の特徴	使い分けを検討する際の留意点(○長所、◇短所)
ダークグレー 10YR3.0/0.2※	彩度が極めて低いため、無彩色に近い印象を与えることがある濃灰色	<ul style="list-style-type: none"> ○沿道景観を選ばない(汎用性が高い) ○都心部や駅周辺など、景観をコントロールする場合の使い勝手が良い ○明度、彩度が低いため歴史的な街並みと調和しやすい ◇塗装面が大きい道路附属物への使用や、開放的な沿道空間のある道路での使用は、重たい印象となることがある
ダークブラウン 10YR2.0/1.0	4色のなかで明度が最も低いため、ダークグレーよりも暗い色に感じられるこげ茶色	<ul style="list-style-type: none"> ○沿道景観を選ばない(汎用性が高い) ○明度が低いため、樹林地等のやや閉鎖的な自然景観のなかで道路附属物の存在感を主張しすぎない ○明度、彩度が低いため歴史的な街並みと調和しやすい ◇塗装面が大きい道路附属物への使用は重たい印象となることがある ◇彩度は低いが赤の色味があるため、経年変化による退色で赤味が浮き上がる場合がある
オフグレー 5Y7.0/0.5 (本ガイドライン追加色)	色味をあまり感じない明るい自然な灰色	<ul style="list-style-type: none"> ○周辺が比較的明るい色彩を基調とする地域の景観と調和しやすい ○YR系以外を基調とする街なみにも調和しやすい ○明度が高いため、連続する道路附属物等においては、視線誘導効果が高い ◇鬱蒼とした樹林地や閉鎖的な沿道空間のある道路においては、塗装面が大きい道路附属物等に使用すると目立ちすぎる場合がある ◇明度が高いため、夜間景観においては光を反射して必要以上に目立つ場合がある
グレーベージュ 10YR6.0/1.0	黄赤の色味の彩度を低く抑えた薄灰茶色	<ul style="list-style-type: none"> ○開放的で明るい色彩を基調とする地域の景観と調和しやすい ○明度が高いため、連続する道路附属物等においては、視線誘導効果が高い ◇鬱蒼とした樹林地や閉鎖的な沿道空間のある道路においては、塗装面が大きい道路附属物等に使用すると目立ちすぎる場合がある ◇明度が比較的高いため、夜間景観においては光を反射して必要以上に目立つ場合がある

※10YR3.0/0.2を基本とし、彩度は0.5を上限とする。なお、本ガイドラインにおいて同様の取り扱いとする。



錆びが目立ち景観に配慮されていない門型標識柱



形状、色彩の異なる防護柵



統一感なく並ぶ様々な地上機器



出入り確保のため細切れに設置された車両用防護柵



断面寸法を道路縦断方向で確保し景観阻害を軽減



道路附属物等の色彩の調和がとれた道路景観



バス停上屋やベンチと合わせて地上機器を設置



シンプルな形状のボラードを歩車道境界に設置